



2021年9月28日

各 位

会社名 株式会社アイモバイル  
代表者 代表取締役社長 野口 哲也  
(コード番号：6535 東証第一部)  
問合せ先 取締役 富重 眞栄  
(TEL：03-5459-5290)  
(E-mail：[imir@i-mobile.co.jp](mailto:imir@i-mobile.co.jp))

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年10月22日開催予定の当社第14期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議するとともに、同株主総会において、「監査等委員会設置会社」への移行及び、会社法改正に伴う「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の当社役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

社外取締役を過半数とする監査等委員会を新たに設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、取締役の職務執行に対する監査・監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としております。

監査等委員会設置会社への移行日 2021年10月22日（予定）

#### 2. 定款変更

上記移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所用の変更を行うものであります。また、会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供の規定の追加、意思決定の迅速化を目的とする会社法第399条の13第6項に基づく重要な業務執行の決定の委任に関する規定の追加及び配当金の利息の取り扱いについての規定の追加を行うものであります。

なお、内容については別紙のとおりとなります。また、本定款変更は、当社第14期定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

定款変更のための株主総会開催日 2021年10月22日（予定）  
定款変更の効力発生日 2021年10月22日（予定）

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第17条 <u>当社の監査等委員でない取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>⑤ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑥ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第19条 <u>取締役</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第19条 <u>監査等委員でない取締役</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 (略) <u>③ 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規則) 第24条 (略)</p>	<p>(取締役会規則) 第25条 (略)</p>
<p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 (略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (略)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員 数) 第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議において選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査役会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(事業年度)</p> <p>第35条 (略)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第31条 (略)</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 (略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第32条 (略)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第33条 (略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② <u>未払の配当金に利息はつけないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>現行定款第14条の削除及び変更定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下、「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定に関わらず、施行日から6月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第14条がなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>